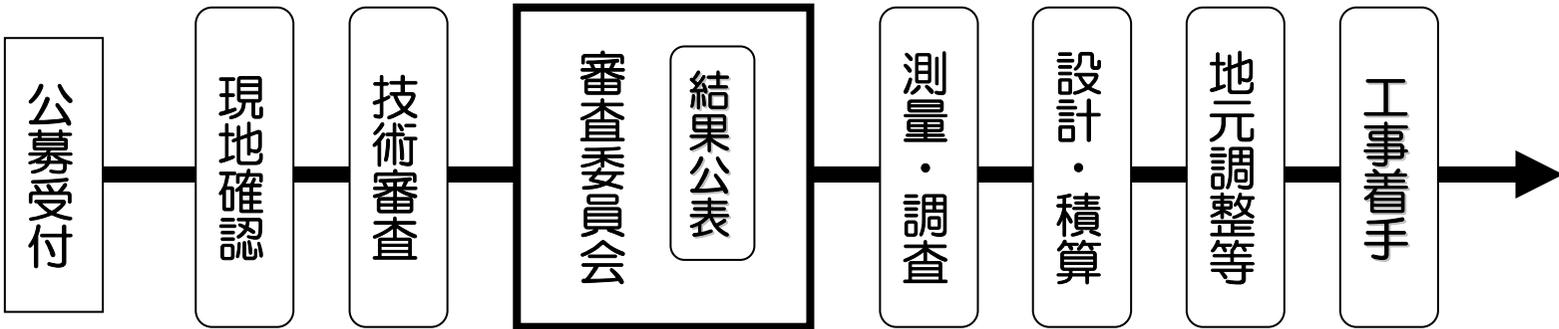


審査案件一覧表（丹後土木事務所）

施設区分	府民提案型		市町協働型	合計	実施箇所の概要
	実施する	実施しない			
道路	62	(23) 46	7	(23) 115	舗装修繕、側溝整備、歩道整備 段差解消、ガードレール設置 など
河川・砂防	38	(8) 18	0	(8) 56	浚渫、護岸補修 急傾斜施設の補修 など
海岸・港湾	2	(0) 2	1	(0) 5	海岸石積の補修 など
全体	102	(31) 66	8	(31) 176	実施率 約79%

※（ ）は内数で、他事業で実施するもの

公募受付から工事着手までの流れ



提案工事を審査するため審査基準ガイドライン

技術審査：行政（市町村も参加）によるチェック

第1段階チェック

工事の種別・公共性・工事の規模による仕分け

◇安心・安全につながる小規模な工事が対象

◆次のような工事は対象外

- ① 国や市町村が管理する施設に関する工事
- ② 建物の新築・改築工事、道路バイパス工事や河川整備工事など複数年の事業期間を要する大規模な工事
- ③ 特定の個人や団体等に限られる工事
- ④ 申請時点で既に着手している工事又は実施中の工事
- ⑤ 他の事業の計画区間等に含まれている工事



第2段階チェック

- ① 公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性
- ② 技術上の適合性
- ③ 速効性

◇公共事業としての必要性、投資効果の大きさ

◇地域づくりやまちづくりとの整合性

◇自治会や市町村等からの要望との整合性

◇関係法令や構造規準、技術規準との適合性

◇緊急対応の必要性（緊急性によっては直ちに実施）

◇用地補償の有無、他の管理者等の調整の難易



審査委員会（行政＋民間（学識者等））による審査

公開

総合審査

技術審査を基に総合的に判断

◇技術審査結果(第1段階、第2段階チェック)を確認

◇工事採択、不採択を判定

◇不採択理由の検証